

2008年3月13日

聴覚障害者「自立支援法」対策地域本部 様

聴覚障害者「自立支援法」中央対策本部
事務局長 小中栄一

厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」(3月5日)報告

先にご連絡いたしました厚生労働省「課長会議」が3月5日に開催されました。「課長会議」で配布された資料(関係箇所抜粋)を添付し、要点を報告いたします。

1. コミュニケーション支援事業の「好事例」配布と、事業の充実について

昨年、厚生労働省との「意見交換」を受け、「課長会議」で配布する資料として、下記4例の要綱を2月15日に提出いたしました。なお、全難聴と全要研の協議の結果、要約筆記事業は好事例となる実施要綱が見つからないことから、今回は提出を見送りました。ただし、全難聴からは、おおむね手話通訳派遣のモデル要綱に準拠したものになるべきとのことで、滋賀県東近江市の要綱、手話通訳設置と派遣、要約筆記派遣の3事業が一体となったものを提出しました。

手話通訳派遣事業を広域(県外)に実施している例(静岡県)
手話通訳派遣と設置を一体的に行っている例(滋賀県東近江市)
市町村事業(設置・派遣)の適切な実施を支援する都道府県事業の例
(群馬県)
聴覚障害者の生活支援事業とコミュニケーション支援事業の一体的実施
の例(京都府舞鶴市)

厚生労働省からは「他の事業とのバランスもあり3例(静岡・滋賀県東近江市・群馬県)にしたい」との連絡があり、京都府舞鶴市は「要綱から趣旨が読み取りにくい」として今回は掲載できませんでした。(P53~P61参照)

添付の企画課地域生活支援室資料（P7）をお読みいただくとお分かりのように、コミュニケーション支援事業においては下記の通り記載されています。

- ・未実施の市町村においては、障害者等のニーズを的確に把握し、以下の点にも留意のうえ、早急な事業の実施をお願いするとともに、実施している市町村におかれても、事業の充実に努められたい。
- ・都道府県におかれても、市町村間等においてサービス利用に支障が生じることがないように、その調整や派遣事業の代行実施など積極的な対応をお願いする。
- ・事業の単独実施が困難な市町村については、視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託や、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努めること。
- ・障害者自立支援法施行以前から継続している手話通訳の派遣等の支援については、事業の実施主体の変更等によって、サービス内容が低下しないよう、十分な配慮を行うこと。
- ・障害当事者団体主催の行事や会議等、複数の利用者がある場合については、手話通訳者の人数を調整する等、効率的な実施に努めること。
- ・意思疎通を図る方法については、実施要綱に例示している手話通訳などの他にも、代筆や代読などの方法があるため、障害種別ごとのニーズを的確に把握し、事業の実施に努めること。
- ・手話通訳者を設置する事業については、派遣事業の調整や、聴覚障害者への相談支援や生活支援など、効果的な活用に努めること。

特に、

- ・都道府県においても、市町村間等でサービス利用に支障が生じないように、派遣事業の代行実施など積極的な対応をお願いする。
- ・手話通訳派遣事業等、従前から実施している事業はそのサービス内容が低下しないよう十分な配慮を行うこと。
- ・手話通訳者設置事業は派遣事業の調整や聴覚障害者への相談支援・生活支援など効果的な活用に努めること。
- ・障害当事者団体主催の行事や会議等、複数の利用者がある場合については、手話通訳者の人数を調整する等、効率的な実施に努めること。

とあるように、「都道府県での事業実施・サービス内容を低下させない・設置事業の活用・障害当事者団体の利用」等が記載されたことは、一定評価できると思います。

2. 利用者負担について

P7：「(10)コミュニケーション支援事業、移動支援事業等における利用者負担について」

資料には「従来の利用者負担の状況・・・を踏まえ」としてはいますが、その後「低所得者のサービス利用に支障が生じないように」として、あくまでも低所得者への配慮を述べています。

コミュニケーション支援事業においては、上記の「サービス内容を低下させない」ことを全面に置き、無料派遣の実現に取り組まれるようお願いいたします。

なお、厚生労働省からは「有料派遣の実例があれば、個別対応も検討する」との回答を得ています。

有料派遣の実例が出た場合は、対策中央本部事務局までご連絡下さい。厚生労働省と協議したいと思います。

対策地域本部におかれましては、今回の「課長会議」資料に記載された事項・要綱、P40・42の事業の「実施状況」等を参考に、コミュニケーション支援事業を更に発展・充実させる取り組みをお願いいたします。

「課長会議」資料の全文は下記からダウンロードできます。

URL <http://www.wam.go.jp/>

以 上